

身内からの支援を断たれた独居高齢者 ～後見人制度を活用して～

昴指定居宅介護支援事業所 藍寿苑指定居宅介護支援事業所

○寒藤由賀 秋山郁恵 河端幸子 大野美鈴 鵜飼純代 鈴木美知代

【はじめに】

住み慣れた自宅で、介護サービスを利用しながらも、気ままに独居生活を送られていたご利用者が、骨折・長期入院等を経て次第に自分の事が自分で出来なくなってきた。唯一、頼れるはずだった身内からの支援も困難な状況で、ご利用者が自分の望む生活を不安なく続けていく為に今後どのような対応をしなければ良いか模索していた。

限られた社会資源の中から、成年後見制度を活用した事例として報告する。

【事例紹介】

Y様 85歳 女性 独居 生活保護受給
障害高齢者日常生活自立度 A2→B1(骨折後)
認知症高齢者日常生活自立度 自立→I
口腔内悪性腫瘍摘出術後、摂食・嚥下障害、
言語障害残存。訪問・通所介護、訪問看護等
の介護サービスを利用。
高齢の実兄が遠方にいるが日常的な支援は望
めず、自身の子供とは20年程前から音信不通
である。

【経過と取り組み】

長期入院をきっかけに、それまで自分で出来ていた金銭の管理、預金の出し入れが困難となった。実兄に連絡を入れるも、自身も高齢である事やこれまで疎遠であった事などを

理由に支援依頼に対し強く拒否された為、地域包括支援センターへ相談、地域ケア会議が開催され、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の利用を検討し、その後に成年後見制度の活用をしてみるよう提案があった。入院中のご利用者は、骨折による身体機能の低下、意欲の低下等から、在宅復帰が難しくなり、(生活保護による家賃負担に期限があり)借家である自宅の処分を迫られていた。その為、金銭管理の対応と家財処分の対応をほぼ同時に進めていった。

【結果とまとめ】

ご利用者が、自分の意思を示す事が出来るうちに、先々の生活に対する意向を確認することが出来た。多職種と連携を図り、公的機関に協力を得ながら成年後見制度の申し立てを行い、申請からおおよそ5ヵ月後に後見人が決定し、家財処分も終えることが出来た。介護支援専門員は介護保険外サービスの提供者となり、その範疇を超えて活動せざるを得ない場合も多くあるが、今後も様々なご利用者に合わせて、制度や資源を有効に活用出来るよう、情報を収集し、多職種と連携を図っていく必要があると感じた。